

## 関東信越地方年金記録訂正審議会千葉第3部会（第28回）議事要旨

1. 日 時 平成28年7月12日（火） 13時01分から13時48分まで
2. 場 所 関東信越厚生局千葉年金審査分室 第2会議室
3. 出席者 荒木部会長、粕谷委員、伊藤委員、須藤委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 1件）  
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。  
また、厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会千葉第2部会（第28回）議事要旨

1. 日 時 平成28年7月13日（水） 13時30分から14時05分まで
2. 場 所 関東信越厚生局千葉年金審査分室 第2会議室
3. 出席者 渡會部会長、井村委員、平川委員、武田委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 1件）  
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。  
また、厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

## 関東信越地方年金記録訂正審議会千葉第4部会（第28回）議事要旨

1. 日 時 平成28年7月13日（水） 13時30分から15時10分まで
2. 場 所 関東信越厚生局千葉年金審査分室 第3会議室
3. 出席者 藤代部会長、南川委員、栗原委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（厚生年金保険 4件）  
厚生年金保険事案4件について、部会として3件を年金記録を訂正する必要があると決定し、残り1件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会千葉第1部会（第26回）議事要旨

1. 日 時 平成28年7月14日（木） 13時10分から16時10分まで

2. 場 所 関東信越厚生局千葉年金審査分室 第2会議室

3. 出席者 高橋部会長、入間川委員、遠藤委員、小出委員

4. 議 題

処分案等の審議

5. 会議経過

処分案等の審議（厚生年金保険 4件）

厚生年金保険事案4件について、部会として2件を年金記録を訂正する必要があると決定し、残り2件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。

## 関東信越地方年金記録訂正審議会千葉第3部会（第29回）議事要旨

1. 日 時 平成28年7月26日（火） 13時01分から13時30分まで

2. 場 所 関東信越厚生局千葉年金審査分室 第2会議室

3. 出席者 荒木部会長、粕谷委員、水庫委員、須藤委員

4. 議 題

諮問案件の審議

5. 会議経過

諮問案件の審議（国民年金 1件）

諮問案件について審議を行った。

審議にあたっては、諮問案件について、加入手続や被保険者等が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し請求を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

関東信越地方年金記録訂正審議会千葉第2部会（第29回）議事要旨

1. 日 時 平成28年7月27日（水） 13時25分から14時30分まで
2. 場 所 関東信越厚生局千葉年金審査分室 第2会議室
3. 出席者 渡會部会長、平川委員、武田委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（国民年金 1件）  
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

## 関東信越地方年金記録訂正審議会千葉第4部会（第29回）議事要旨

1. 日 時 平成28年7月27日（水） 13時30分から16時30分まで
2. 場 所 関東信越厚生局千葉年金審査分室 第3会議室
3. 出席者 藤代部会長、南川委員、栗原委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（厚生年金保険 1件、脱退手当金 1件）  
厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。  
また、脱退手当金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

## 関東信越地方年金記録訂正審議会千葉第1部会（第27回）議事要旨

1. 日 時 平成28年7月28日（木） 13時10分から15時35分まで
2. 場 所 関東信越厚生局千葉年金審査分室 第2会議室
3. 出席者 高橋部会長、入間川委員、小出委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 3件）  
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。  
また、厚生年金保険事案3件について、部会として2件を年金記録を訂正する必要があると決定し、残り1件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。